

# 「小学校教員検定内規」の研究

～小学校教員検定における免許状授与基準～

\* 笠 間 賢 二

The Research on an Elementary School Teacher's Certificate before World War II

KASAMA Kenji

**Key words :** 小学校 : Elementary school  
小学校教員 : Elementary school teacher  
教員養成 : Teacher training  
教員検定 : Teacher's certification

## 〈目 次〉

はじめに

I 小学校教員検定制度の概要

II 「教員検定内規」の規定内容

III 「教員検定内規」の規定内容の変化

結 語

【資料1 ～資料5】

## はじめに

戦前日本における小学校教員の養成と供給が師範学校によるそれに尽きるものでなかったことは日本教育史の常識に属する。単年度あたりの免許状授与者数に占める師範学校卒業者（以下、師範卒者）の割合が例年3～4割に過ぎなかった事実、そして小学校教員全体に占める師範卒者の割合が1930年代に至ってもなお6割程度<sup>1</sup>に過ぎなかった事実が、そのことを端的に物語っている。それ以外の部分は師範卒以外の方法、つまり小学校教員検定による免許状取得者だったのである。小学校教員のうちの少なくない割合が、師

範卒以外の方法によって教員免許状を取得した者たちであった以上、彼・彼女らがどのような修学歴をもって資格を取得したのかは、教育史研究の重要な事実として説明しておかなければならない。

しかしながら、この小学校教員検定に関する研究は、現状では、蓄積がそれほど分厚いものではない。むしろ、近年漸く研究が進んできた領域といった方がよい。師範教育史に比べて研究が進展しなかった理由は、船寄俊雄が指摘するように、小学校教員検定が府県単位に実施されたために事例研究を不可避とするからであり、その実態解明が当該府県の関連史料の残存状況に依存することになるからである<sup>2</sup>。さらにいえば、教員検定の研究には府県相互の比較研究が必要であり、その蓄積のうえに師範教育との比較研究が必要となってくるという、事例研究にくわえて二重の比較研究が必要となるからである。

では、そもそもの事例研究をどのように進めていけばよいのだろうか。事例の数だけ研究を積み重ねるのはもちろん実際的でない。むしろ、意味のある事例を抽出し、そして共通に明らかにすべき事項を確定し、そのうえで分析を蓄積していく方法をとることが賢明

\* 学校教育講座

1 文部省教育調査部『師範学校ニ関スル調査』1940年、55頁。横須賀薫「教員養成制度の歴史的検討」（国民教育研究所『国民教育研究所年報』1965年度）の教示による。

2 船寄俊雄「教員養成史研究の課題と展望」（日本教育史研究会『日本教育史研究』第13号、1994年）。

だろう。本稿では、そのための対象として宮城県を取りあげ、さらに「小学校教員検定内規」に焦点を当てて分析することを試みたい。「小学校教員検定内規」(以下、検定内規)とは府県単位に定められた小学校教員検定の運用規則とでもいうべきものである。その性格と内容は本稿全体で説明することになるが、結論を先取りしていえば、小学校教員検定における合否判定基準を定めたものであり、教員免許状の授与基準を定めたものといえる。

これまでもこの検定内規に言及した先行研究がなかったわけではない。

- 拙稿「小学校教員検定に関する基礎的研究－宮城県を事例として－」<sup>3</sup>
- 拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究－宮城県を事例として－」<sup>4</sup>
- 佐野友恵「幼稚園保姆無試験検定に関する研究－幼稚園令制定以前を中心に－」<sup>5</sup>
- 釜田 史「4. 小学校教員無試験検定認定校に関する事例研究－秋田県の場合－」<sup>6</sup>
- 釜田 史「小学校教員無試験検定制度に関する研究－秋田県を事例として－」<sup>7</sup>
- 拙稿「1920年代半ば以降の小学校教員検定－無試験検定の拡充－」<sup>8</sup>

以上の論考が検定内規に言及し、それを活用して論を展開している。しかし、そもそも検定内規とは何なのかという、その性格と内容が正面から吟味されないままに活用されてきた嫌がないわけではない。そのために、小学校教員検定の研究において検定内規を分析することの意味も十分に明らかにされないままになっている。本稿では、小学校教員検定における免許状授与基準という視角からその性格と内容を検討しようとするものである。そうすることが、府県単位に実施されていた小学校教員検定を比較する際の軸をも提供することになると思われるからである。

以下、Iでは、小学校教員検定制度の全体のなかに検定内規を位置づけて俯瞰してみたい。IIでは、検定内規がどのようなことがらを規定していたのか、さらにIIIでは、その規定内容が時期によってどのように変化していたのかを分析し、検定内規の性格と内容を明らかにしたい。総じて、検定内規が小学校教員検定において重要な役割を果たしていたこと(そうでなければ分析しても意味はない)、そしてそれ故に明らかにすべき重要な事柄であることを解明したい。

## I 小学校教員検定制度の概要

既知のことに属するが、検定内規の性格を捉えるのに必要な範囲で、小学校教員検定制度の概要を踏まえておきたい。小学校教員検定は、第一次小学校令(1886年)の下で「小学校教員学力検定試験」として制度化された<sup>9</sup>。すなわち、「有期ノ地方免許状ハ尋常師範学校卒業生若シクハ小学校教員学力検定試験ニ及第シタルモノニ之ヲ授与スルモノトス」(「小学校教員免許規則」第10条、1886年6月21日文部省令第12号)とされ、その「学力検定試験」は「尋常師範学科及其程度」において施行すべきこと(同第11条)、その「細則ハ府知事県令之ヲ定ムヘシ」とされた(同第16条)。尋常師範学校の学科と程度の「学力試験」に合格することが免許状授与の要件とされたのであった。

しかしこれは、第二次小学校令(1890年)の下では、「甲種 認定」と「乙種 試験」の二種に分けられることになる。新たに「学力試験ニ依ラス単ニ従来ノ資格等ニ依リテ認定スルモノ」とされた甲種検定が設けられたのは次の事情によるとされた。「其検定試験ノ方法実際ニ適合セサルモノ多キカ為メ適良ナル正教員ヲ求ムルコト極メテ難カリキ」「徒ニ学力ノミニ拘ハラズ實際経験アリテ其効績著シキモノ、如キハ学力ヲ試験セス便宜検定シテ免許状ヲ與フルヲ得ルノ途ヲ開

3 『宮城教育大学紀要』第40巻、2006年。

4 『宮城教育大学紀要』第42巻、2008年。

5 日本乳幼児教育学会『乳幼児教育学研究』第23号、2014年

6 『戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の意義と役割に関する通史的事例研究』(平成23～平成25年度科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書・研究代表者 丸山剛史)、2014年。

7 『日本教育史学会紀要』第4巻、2014年。

8 『宮城教育大学紀要』第49巻、2015年。

9 これ以前にも、「小学校教員免許状授与方心得」(文部省達第6号、1881年1月31日)によって、師範学校卒業証書を持たない教員志望者に教員免許状を授与する方法があった。

キ」<sup>10</sup>ということであった。従来の「学力検定試験」による免許状授与が必ずしも十分に機能しなかったこと、むしろ「実際経験」を検定して免許状を授与する方途を講ずることが実際的であること<sup>11</sup>、それが理由であった。そして1900年の第三次小学校令以降は、「甲種 認定」が「無試験検定」として、「乙種 試験」が「試験検定」として引き継がれることになる。ここに小学校教員免許状の取得方法は、師範卒、教員検定（無試験検定、試験検定）から構成されることになったのである。

では、免許状授与の要件はどのように定められていたのか。まず、1900年の「小学校令施行規則」（以下、「施行規則」）の時点で確認したい。試験検定の場合は、免許種（小学校本科正教員、小学校本科准教員、小学校専科正教員、尋常小学校本科正教員、尋常小学校本科准教員<sup>12</sup>）ごとに試験科目とその程度が規定された（「施行規則」第108条～第112条）。小本正は、男子が師範学校男生徒、女子が師範学校女生徒に課す学科程度に、小専正は師範学校生徒に課す各科目の程度に、尋本正は師範学校簡易科の学科程度に、それぞれ「準ス」と規定された。一方、無試験検定は、対象者が法定され、上記の免許種別の規定に「対照シテ之ヲ行フ」とされた（第107条）。その対象者とは、①師範学校、中学校、高等女学校教員免許状の所持者、②他府県で授与された小学校教員免許状の所持者、③文部省直轄学校において某科目に関して特に教員の職に適する教育を受けて卒業した者、④中学校又は中学校と同等以上と認定された学校を卒業した者、⑤高等女学校を卒業した者、⑥府県知事において特に適任と認められた者。このうち⑥に基づいて正教員免許状を授与する際には文部大臣の認可を受けるべしとされた（第118条）。以上が、教員検定制度の骨格部分を構成する規定であり、

この時点で教員検定制度の骨格はほぼ整備されることになった。以後は、細かい部分での修正（試験検定の科目の修正など）がくわえられることになる。以下ではそのうちの比較的大きな変更点のみを記しておく。

(1) 中学校卒業者、高等女学校卒業者、認定学校卒業者に対して小本正教員の無試験検定を行う場合には、卒業後2箇年以上小学校教育に従事した者か、高等女学校を卒業して修業年限1箇年以上の補習科で小学校教員に適する教育を受けて卒業した者に限るとされた（「施行規則」第107条改正、1909年4月23日文部省令第12号）。教職経験あるいは教職教育の重視である。

(2) 普通免許状（全国を通じて有効）と府県免許状（当該府県限りで有効）の区別が廃止され、府県知事が授与する教員免許状が全国を通じて有効とされたため（小学校令第40条第2項改正、1913年7月16日）、たとえばA県で授与された免許状をB県でも有効とするために課されていた無試験検定が制度上なくなった。それに伴って、施行規則第107条第2項に規定されていた無試験検定対象者の項（上記②）も削除された。教員免許状の効力の地域制限の撤廃に伴う無試験検定の削除であった。

(3) 無試験検定の対象に次の者がくわえられた。専門学校入学者検定の試験検定に合格した者および専門学校入学に関して無試験検定の指定を受けた者（「施行規則」第107条改正、1921年8月5日）。これを契機に無試験検定の対象が中学校程度の学校に拡大していくことになる。なお、この点については拙稿<sup>13</sup>で整理した。

(4) 無試験検定において、府県知事が特に適任と認めた場合に免許状を授与することができることとされ、とくに正教員免許状を授与する場合には文部大臣の「認可」が必要とされていたが（第118条）、この認可の手続きが廃止された（「施行規則」改正、1921年8月5日）<sup>14</sup>。府

10 「文部省令第十九号小学校教員検定等ニ関スル規則 説明」（『明治以降教育制度発達史』第三巻、806頁。）

11 無試験検定は後に、中等程度の学校の卒業者を小学校教員界に吸収するルートとして機能することになるが、甲種検定の創設当初は「実際経験」の認定という性格が強かったとあってよい。認定の対象に「従前ノ成規ニ依リ小学校教員免許状又ハ小学師範学科卒業証書ヲ受得シタル者」「准教員ノ免許状ヲ有スル者ニシテ其有効期限満チタル者」（「小学校教員検定等ニ関スル規則」第7条）が規定されていたことがそのことを物語る。後にはこうした条項は消えていくことになる。

12 以下、小学校教員種別の名称にはつぎのような略称を用いる。小学校本科正教員⇒小本正、小学校本科准教員⇒小准、小学校専科正教員⇒小専正、尋常小学校本科正教員⇒尋本正、尋常小学校准教員⇒尋准。

13 前掲拙稿「1920年代半ば以降の小学校教員検定－無試験検定の拡充－」。

14 文部省は、この廃止に伴って、府県知事が正教員免許状を授与する場合には「慎重調査」するように求め、その際の「調査標準」を通牒し、また授与した場合の「報告」も求めた。（文部大臣官房文書課『自30年至大正12年 文部省例規類纂』1924年、1050～1056頁。）

県知事による免許状授与の促進剤になったと推測される。

教員検定に関する文部省令(中央法令レベル)の規定はほぼ以上に尽きていた。試験検定では試験科目とその程度が免許種ごとに指定され、無試験検定では法定(限定)された対象者について試験検定に「対照シテ之ヲ行フ」と規定されていた。教員検定の対象者と免許状授与の要件が事細かく定められていたわけではなく、むしろ規定の仕方は大綱的であったとさえいえる。したがって、教員検定は府県当局によって実施され、その実際のあり様も府県当局によって形づくられたのであり、その実際を知ろうとすれば府県単位の事例研究が不可避となってくるのであった。わけても無試験検定は、府県単位の設置された小学校教員検定委員会による「認定」であり、「外」からは見えない行政内部の手続きであるため、府県ごとの行政文書に深く分け入って分析を進めなければならないことになるのであった。

## II 「教員検定内規」の規定内容

「宮城県庁文書」には、現在、5点の「小学校教員検定内規」を見出すことができる。①「小学校教員検定ニ関スル内規」(1900年3月。以下、1900年内規)<sup>15</sup>、②「小学校教員検定内規」(1915年7月。以下、1915年内規)<sup>16</sup>、③「小学校教員検定内規」(1920年8月。以下、1920年内規)<sup>17</sup>、④「小学校教員検定内規」(1924年8月。以下、1924年内規)<sup>18</sup>、⑤「小学校教員及幼稚園保姆検定内規」(1934年4月。以下、1934年内規)<sup>19</sup>の五つである(巻末に原文掲載)。このことは、検定内規が度々修正されていたことを示しており、したがって規定内容に違いがあることをも示していた。その修正点については次節で分析することとし、ここでは1915年内規を取りあげて、規定内容の特徴を捉えることにする。1915年内規を代表事例とするのは、免許状の有

効期限が撤廃され(1900年)、地域制限も撤廃され(1913年)、小学校教員検定制度がほぼ確立された時期の検定内規だからであり、構造的に以後の検定内規の原型を形づくっているからである。

まず制定経緯に触れておきたい。1915年内規は小学校教員検定委員会(施行規則第98条)によって制定されたものであり<sup>20</sup>、師範学校長と郡市長宛てに通牒として発せられていた。『宮城県公報』などに掲載されて周知されることはなかった。師範学校長への通牒は、試験問題の作題が師範学校教員(検定委員会の臨時委員)によって担われていた事情があり<sup>21</sup>、また郡市長への通牒はとりわけ無試験検定の申請が郡市長を介してなされたという事情によるものであった。したがって、検定内規は何よりも検定委員会の内部規則という性格をもつものであり、受験者等に広く周知するものでなかったのである。なお、府県における検定内規の制定に関して、文部省から雛形のようなものが示されていたのか否かは現在のところ不明である。断定はできないが、恐らく雛形が示されるようなことはなかったと推測される。いずれにしても制定経緯から明らかになることは、検定内規が教員検定委員会の運用規則であったということである。

では、検定内規はどんなことがらを規定していたのか。結論的にいえばそれは、無試験検定および試験検定の合否判定基準を規定するもの、換言すれば、どのような要件をもって教員免許状を授与するのか、その基準を規定するものであったといえる。以下、この点を検討したい。

### 【無試験検定について】

1915年内規は無試験検定と試験検定とに大別して条項を設ける構成をとっていた。まず無試験検定について。小本正・尋本正・小准・尋准・小専正という免許種ごとにその合否判定基準が規定されていた。たとえば、最上位に位置する小本正の場合には次の二つの方法があるとされた。(1) ①官公私立の中学校又は修

15 「宮城県庁文書 学校教職員 職員 明33 2 - 0014」。

16 「宮城県庁文書 学校教職員 職員 大05 2 - 0036」。

17 「亙理郡役所文書 学事例規 明治42年1月-大正9年7月」(宮城県公文書館所蔵:大正09年度 2 - 0043)。

18 「宮城県庁文書 学校教職員 職員 大13 2 - 0042」。

19 「宮城県庁文書 学校教職員 職員 昭14 3 - 0039」。

20 「小学校教員検定内規ノ件」(「宮城県庁文書 学校教職員 職員 大05 2 - 0036」)。

21 前掲拙稿「小学校教員検定に関する基礎的研究」。

業年限4ヶ年以上の高等女学校本科を全体の1/3以上の成績で卒業すること、②3ヶ年以上小学校教育に従事していること、③出願時に宮城県内の教職に従事して成績優良であること、これが合格の基本とされた。そしてこの①～③はいわゆる認定学校(私立曹洞宗第二中学林、私立東北学院中学部)卒業の場合も同様とされた。(2)もうひとつは、①尋本正の無試験検定合格後2ヶ年以上小学校教育に従事していること、②出願時に宮城県内の教職に従事して成績優良であること、である。そして(1)(2)ともに「実地視察ヲナスコトアルヘシ」とされ、実際に実地視察がなされていた模様である<sup>22</sup>。〈中学校・高等女学校・認定学校の卒業〉+〈一定年数以上の小学校教育の経験(卒業時の成績上位者には年数の短縮措置がある)〉+〈現職で成績優良であること〉、これが小本正の合格基準であった。一方、最初級の尋准の場合は(小准も同様)、官公私立の中学校又は修業年限4ヶ年以上の高等女学校本科を卒業すること(認定学校卒業の場合も同様)とされた。つまりは、中学校・高等女学校・認定学校の卒業と同時に尋准(小准)の免許状取得が可能とされたのである。そして、これに次の二つの要件がくわわると尋本正免許状への上進が可能とされていた。①3ヶ年以上小学校教育に従事していること、②出願時に宮城県内の教職に従事して成績優良であること。以上をまとめると、中等程度の学校の卒業に教職経験を積み重ねる形で、尋准(小准)⇒尋本正⇒小本正という免許状上進が可能な体制がとられていたのである。

小専正の場合は次の三つの方法が規定されていた。(1)師範学校、中学校、高等女学校の教員免許状を所持している者、(2)文部省直轄学校において特に教員に適する教育を受けて卒業した者、(3)①官公私立甲種実業学校または修業年限3ヶ年以上の高等女学校実科、実科高等女学校を全体の1/2以上の成績で卒業すること、②3ヶ年以上小学校教育に従事していること、③出願時に宮城県内の教職に従事して成績優良であること、である。とくに(3)についてまとめれば、〈実業系学校の卒業〉+〈3ヶ年以上の小学校教育の経験(卒業時の成績上位者は年数の短縮措置がある)〉+〈現職で成績優良であること〉、これが小専

正の合格基準といえるものであった。

### 【試験検定について】

次に試験検定について。検定試験実施の手続きや成績判定の手続きも規定されていたが、重要な規定事項は次の二点である。(1)受験者の卒業学校種によって受験すべき科目が免許種ごとに指定されていた。これは、逆にいえば、受験しなくてもよい科目を示すことでもあった。たとえば、中学校や高等女学校の卒業者は、①小本正の場合、教育、簿記(男子)、法制経済(男子)、音楽、農業(男子)、手工の科目のみを受験すること、②尋本正の場合は、教育、音楽(男子)の科目のみを受験すること。また、実業学校系統の県立農学校卒業者は、③小本正の場合、数学(ただし簿記のみ試験)、物理、化学、博物、法制経済の科目を省略してよいこと、②尋本正の場合は、修身、教育、地理、歴史、音楽の科目のみを受験すること、などが規定されていた。試験検定の科目と程度は施行規則が指定するところであったが(第108条～第112条)、当該の中学校や高等女学校、農学校等での既習科目は試験を省略し、未習科目を受験させるという方式が規定されていたのである。(2)試験検定の科目は施行規則が指定していたが、科目の分科や科目の定点と分科の配点はこの検定内規が規定するところであった。また合格点もこの検定内規が規定するところであった。たとえば、小本正・男子では「師範学校男子生徒……ニ課スル学科程度ニ準ス」(第108条)という規定に沿って科目が立てられ、「教育」科は「教育学、心理学及論理学、教育史、教授法、管理法」(配点は各20点)という分科構成がとられ、各科100点満点で平均50点以上(各科40点以上)を合格としていた。

以上、試験検定の場合も、受験者の卒業学校種に即して免許種の試験検定科目が指定され、その分科構成と定点と配点が定められ、合格基準が示されていたのである。

## III 「教員検定内規」の規定内容の変化

検定内規の分析でもうひとつ見逃せないのは規定内容の変化である。上述の5点の検定内規も、①と⑤では30年の開きがあり、当然のことながらその間に規

22 前掲拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」。

定内容に変化が認められた。大きく捉えれば、1900年内規とそれ以外とは構造が異なっていたし、1915年内規～1934年内規は構造が似通っていても、とくに無試験検定に関わる部分で、規定内容に明らかな違いが認められた。規定内容が違えば教員免許状の授与基準も異なってくると考えるのが自然である。以下、構造と規定内容の2点に注目して、検定内規の変化を捉えておきたい。

1900年内規は、「甲種検定」「乙種検定」という用語法からして、明らかに第二次小学校令(1890年)のもとでの検定内規であり、1900年3月という制定日時もそのことを裏づけている。内容は、第二項が象徴的に示すように、従前の成規によって授与した資格を新規の資格にどうつなげていくのか、それを主たる課題として制定されたものである。そしてその際の眼目とされたのが「実際経験」の認定であった(Iを参照のこと)。つまり、第二次小学校令の下で「学力試験ニ依ラス単ニ従来ノ資格等ニ依リテ認定」する甲種検定が創設され、「実際経験」を検定して免許状を授与する方が講ぜられたが、その実施レベルでの具体的方策を規定したのがこの1900年内規であった。それは、受験者の卒業学校種と教職勤務年数とを基本として授与する免許状の種別を決めることになる後の検定内規とは、規定内容の眼目が明らかに違っていた。

さて、1915年内規～1934年内規である。実は、1915年内規の改訂が1920年内規であり、その改訂が1924年内規なのであり、この三つの検定内規は同一構造をもつ規程であった。1934年内規も基本的には似通った構造をもっていた。したがって、1915年内規～1934年内規には構造の違いというよりも規定内容の変化に特徴がみられたのであった。まず試験検定については大きな変化はみられなかった。小本正の場合に省略できる科目に国語・漢文が追加されたくらいである(1920年内規)。それよりも合否判定基準という点から見逃せないのは無試験検定の部分での変化である。無試験検定の対象者の漸次的拡大が進行していったからである。文末に1915年内規〔表1〕、1924年内規〔表2〕、1934年内規〔表3〕の該当部分の要約を掲げておいた。その分析の詳細は拙稿<sup>23</sup>を参照していただくとして、ここでは要点のみを簡条的に記しておくことにする。

まず中央法令(文部省令)レベルにおいて、無試験検定の対象者を拡大する措置がとられていった。主なものを挙げておくと、(1)1921年8月5日の「施行規則」改正によって、専門学校入学者検定の試験検定に合格した者(以下、専検合格者)と専門学校入学者検定において無試験検定の対象とされた学校(以下、専検指定校)の卒業生とが、小学校教員検定の無試験検定の対象にくわえられた。この措置によって、専検合格者もしくは専検指定校の卒業生が、小学校教員検定でも無試験検定の対象となることができるとされた。(2)1924年3月12日文部省告示第109号によって、つぎの者が専検指定校の卒業生とされていった。男子実業学校卒業生、女子実業学校卒業生、実科高等女学校および高等女学校実科卒業生。つまりは、専検指定の実業系学校への大幅な拡大なのであり、上記(1)にしたがって、実業系学校の卒業生も小学校教員検定の無試験検定の対象となり得ることを意味したのであった。

以上の中央法令レベルの措置に対応する形で、検定内規においても学校種や学校名が具体的に規定され、無試験検定の対象にくわえられていった。列挙しておきたい。(1)高等女学校実科・実科高等女学校の卒業生が小専正の無試験検定の対象とされた〔1915年内規〕。(2)専検指定校(一般指定)である私立尚絅女学校・私立宮城女学校の卒業生が本科教員の無試験検定の対象と明記された〔1924年内規〕。(3)私立東北女子職業学校師範科に1年以上在学し、一定の条件を満たした者に、小専正を無試験で授与できるとされた〔1924年内規〕。(4)小専正の合格要件の一部とされた、1年以上小学校教育に従事することという教職経験の代わりに、県開設の専科正教員講習修了というルートが、新たにくわえられた〔1924年内規〕。(5)本科教員の無試験検定対象者に、新たに、専検合格者、実業学校・実科高等女学校・女子実業学校の卒業生が加えられた〔1934年内規〕。(6)尋本正・小本正の無試験検定対象者に、新たに、実業補習学校教員養成所の卒業生がくわえられた〔1934年内規〕。(7)小専正の無試験検定の対象に、実業補習学校教員養成所の卒業生(農業科に限る)、実業学校の卒業生(当該科目に限る)、実科高等女学校・女子実業学校の卒業生(裁縫科に限る)を

23 前掲拙稿「1920年代半ば以降の小学校教員検定 - 無試験検定の拡充 -」。

くわえることが、明記された〔1934年内規〕。(8) 高等女学校・実科高等女学校・女子実業学校の卒業者で、さらに1ヶ年以上の師範科・専攻科を修了した者について、小学校での勤務経験なしに、小専正(裁縫科)の無試験検定の対象とすることが規定された〔1934年内規〕。(9) 高等女学校・実科高等女学校・女子実業学校の卒業者で、さらに3ヶ年以上の専攻科を修了した者について、小学校での勤務経験なしに、小専正(英語・音楽・家事裁縫)の無試験検定の対象者とすることが規定された〔1934年内規〕。

以上が、1915年内規から1934年内規への変化を、箇条的にまとめたものである。当然のことながらそこには文部省令レベルの改訂も反映されており、対象の拡大をより具体的に確認することができる。本科教員の場合は、1915年内規では中学校(認定学校を含む)と高等女学校が中心であったが、その後、①専検指定の学校(私立尚綱女学校、私立宮城女学校)へと拡大され、さらにその後、②専検合格者、③実業学校、④実科高等女学校・女子実業学校、⑤同校補習科へと拡大され、⑥実業補習学校教員養成所(尋本正、小本正)もくわえられていった。専科教員の場合は、1915年内規では甲種実業学校・高等女学校実科・実科高等女学校であったが、その後、⑦実業補習学校教員養成所(農業科)、⑧女子実業学校(職業学校)、⑨同校師範科や専攻科卒へと拡大されていった。とりわけ注目すべきなのは、1915年内規と1924年内規では主に専科教員の対象であった実業系学校の卒業者が、1934年内規では本科教員の無試験検定の対象者にくわえられていたことである。つまりは、実業系学校の卒業者が、中学校・高等女学校の卒業者と同じように、尋准(小准)⇒尋本正⇒小本正の無試験検定の対象になっていったのであった。それを推進したのは、検定制度そのものの構造的変化というよりは、専検指定を梃とした中等程度の学校の制度的整備であったといえる。

いずれにしても、とりわけ1920年半ばから、本科教員についても専科教員についても、無試験検定の対象が漸次拡大されていくことが具体的に確認できる。それは、小学校教員免許状を取得できるルートの拡大を意味するものであり、本科教員については、中等程度の学校のほぼすべてを対象とするところまで拡大されていったとみて差し支えない。そのことは、小学校教員養成を直接の目的としない学校の卒業者に、教職経

験の一定の蓄積を要件として(教職経験の蓄積による教職教養の代替)、小学校教員免許状を授与しようとするものであった。

## 結 語

以上検討してきたように、小学校教員検定内規は、小学校教員検定の実際の解明に欠かすことのできない分析対象であった。何よりもそれは、この検定内規において初めて免許状授与に関わる事柄が具体的に規定されていたからである。

まず試験検定からみてみよう。①免許種ごとの試験検定の科目とその程度は「施行規則」が定めるところであったが、検定内規を仔細に見ていくと、とくに中等程度の学校の卒業者について、卒業学校種の違いによって受験すべき科目(逆にいえば省略してよい科目)が規定されていたことが判る。たとえば小本正免許状について「県立農学校卒業者ハ数学(簿記ノミノ試験ヲ要ス)物理、化学、博物、法制経済……ノ学科目ノ試験ヲ省略ス」(1915年内規第10条)といった条項である。免許状取得に必要な科目のうち既習科目は省略して未習科目を受験させるやり方をとっていたのである。科目名称が同じであれば、それが中学校の科目であれ農学校の科目であれ、免許取得上は同一と見做すという考え方がそこにあったと考えられる。また、②試験検定科目内の分科構成とその定点、さらには合格点も検定内規レベルで規定されていた。このように、免許状授与の実際は、検定内規の分析を踏まえなければ判らない仕組みになっていたのである。

無試験検定に目を転ずれば、なお一層のこと、検定内規の分析の必要性は増大する。それは、中央法令レベルの規定事項が大綱的であり、その分、検定内規の規定事項が実際に即して具体的にならざるを得なかったからである。中央法令は、対象者を限定し試験検定に「対照シテ」行うことを規定するのみであり、殊の外簡略であった。それに対して検定内規では、免許種ごとに、対象者それぞれがどのような要件を満たした場合に無試験検定に合格して当該免許状を授与されることになるのかを具体的に規定していた。たとえば、1915年内規に即して卒業学校種の側から再度整理してみれば、中学校の卒業者は、①卒業と同時に尋准(小准)の免許状を取得することができ、これに②3ヶ年

以上小学校教育に従事して現に本県教職にあって成績佳良という要件がくわると尋本正教員への上進が可能であり、さらに③上記②にくわえて、2ヶ年間に上小学校教育に従事して現に本県教職にあって成績佳良である場合に、小本正教員に上進することが可能であった。さらに④小本正教員への上進には、卒業時の成績優秀者への年限短縮措置が用意されており、全級の1/3以上の成績で卒業した者には、3ヶ年間小学校教育に従事して現に本県教職にあって成績佳良の場合に、小本正に上進することが認められたのであった。そしてこの無試験検定の対象となる卒業学校種は、時代が下るにつれて、ほぼすべての中等程度の学校へと拡大されていったことが、規定内容の変化から読み取ることができた。このように、無試験検定がどのように行われていたのかは、検定内規を分析してみないことには皆目判らないというのが、小学校教員検定の仕組みだったのである。とくに1920年代半ばからは、無試験検定が、師範卒と試験検定を押さえてもっとも優勢な免許状取得方法になるが<sup>24</sup>、その内実を知るためにも検定内規の分析は不可欠なのである。

なお、検定内規が制度的可能性を示していただけではなく、その規定に基づいて実際に免許状が授与されていたことは銘記しておかなければならない。事例的にはあるが、拙稿<sup>25</sup>においてその事実を示してあるので参照していただきたい。

さて、以上のように整理してみてもなお、今後の課題として指摘しておかなければならない点がある。それは、検定内規を小学校教員検定における免許状授与基準を定めたものと捉えたときの、「実地調査」のもつ意味と比重である。「実地調査」とは、1934年内規によれば、「身体検査、実地授業及口頭試問」を意味したが、1915年内規では「実地視察」と表記されていた。1924年内規ではそもそもその種の条項がなかった。検定内規の規定上の不備なのかどうか判らないが、とりわけ「実地授業」はとくに尋本正と小本正には課されていたとみた方がよいだろう。この「実施授業」について、1910年代までは、その様子の仔細を検討してあるが<sup>26</sup>、それ以後については検討ができていない。ど

のような意味と比重をもったのかは、実施過程により踏み込んで検討する必要であり、今後の課題とせざるを得ない。

最後にもう一点課題として指摘しておきたいのは、他府県との比較の必要性についてである。中央レベルの規定が大綱的であった以上、とりわけ無試験検定については何らかの実施上の細則が不可欠であったはずである。それはどのような形式で規定されていたのか、検定内規という名称で規定されていたのか否か、その内容はどんな事項を規定していたのか、時期によって規定内容に変化はあったのか、等々の検討が必要だろう。そうした事例研究の蓄積のうえに、府県間の比較検討がなされなければならない。そしてその蓄積のもとに、師範教育との比較研究がなされなければならない。そうすることによって、戦前日本における小学校教員の養成と供給の実際の姿が構築できると考えるのである。

(平成29年9月29日受理)

24 前掲拙稿「1920年代半ば以降の小学校教員検定－無試験検定の拡充－」。

25 上掲拙稿。

26 前掲拙稿「小学校教員無試験検定に関する研究」。

〔表1〕 無試験検定・要件一覧（1915年）

免許種別	学校等の卒業・合格・修了	その他の要件（教職経験など）、専科教員については科目
小学校本科 正教員（*）	官公私立中学校／私立曹洞宗第二中学林 ／私立東北学院中学部	全級員数の三分の一以上の成績で卒業、3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公私立高等女学校	全級員数の三分の一以上の成績で卒業、3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公立高等女学校卒業に補習科で小学校 教員に適する教育	全級員数の三分の一以上の成績で卒業、2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
		尋本正の無試験合格後2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
尋常小学校 正教員（*）	官公私立中学校／私立曹洞宗第二中学林 ／私立東北学院中学部	3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公立高等女学校	3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公私立高等女学校卒業に補習科で小学 校教員に適する教育	2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
小学校准教 員／尋常小 学校准教員	官公私立中学校・官公私立高等女学校	（無し）
	私立曹洞宗第二中学林・私立東北学院中 学部	（無し）
小学校専科 正教員	師範学校、中学校、高等女学校の教員免 許状の所持者	当該学科目に限る
	文部省直轄学校で某科目に関して教員に 適する教育を受けて卒業したる者	当該学科目に限る
	官公私立甲種実業学校又は高等女学校実 科（3ヶ年以上）、実科高等女学校（*）	全級員数の二分の一以上の成績で卒業、3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良、当該学科目に限る

（\*）は「実地視察」をなす場合があることを示す。

〔表2〕 無試験検定・要件一覧（1924年）

免許種別	学校等の卒業・合格・修了	その他の要件（教職経験など）、専科教員については科目
小学校本科 正教員	官公私立中学校／私立曹洞宗第二中学林 ／私立東北学院中学部	全級員数の二分の一以上の成績で卒業、2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公私立高等女学校／私立尚綱女学校／ 私立宮城女学校	全級員数の二分の一以上の成績で卒業、2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公私立高等女学校卒業に1ヶ年以上の 補習科で小学校教員に適する教育	1ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
		尋本正の無試験合格後2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	第二高等女学校高等科	（無し）
尋常小学校 正教員	官公私立中学校／私立曹洞宗第二中学林 ／私立東北学院中学部	1ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公私立高等女学校／私立尚綱女学校／ 私立宮城女学校	1ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績佳良
	官公私立高等女学校卒業に1ヶ年以上の補 習科で教員に適する教育	本県の教職にありて成績佳良
小学校准教 員／尋常小 学校准教員	官公私立中学校／官公私立高等女学校	（無し）
	私立曹洞宗第二中学林／私立東北学院中 学部／私立尚綱女学校／宮城女学校	（無し）
小学校専科 正教員	師範学校、中学校、高等女学校の教員免 許状の所持者	当該科目に限る
	文部省直轄学校で某科目に関して教員に 適する教育を受けて卒業したる者	当該科目に限る
	官公私立甲種実業学校若しくは高等女学校 実科（3ヶ年以上）又は実科高等女学校	全級総員の二分の一以上の成績で卒業、1ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良、当該科目に限る
	官公私立甲種実業学校若しくは高等女学校 実科（3ヶ年以上）又は実科高等女学校	県開設の専科正教員養成講習会の修了、当該科目に限る
	東北女子職業学校師範科	①高等女学校又は実科高等女学校卒業、師範科に1ヶ年以上在学、卒業時の裁縫の成績が70点以上 ②同校本科卒業、師範科に1ヶ年以上在学、卒業時の教育科と裁縫科の成績が70点以上

〔表3〕 無試験検定・要件一覧(1934年)

免許種別	学校等の卒業・合格・修了	その他の要件(教職経験など)、専科教員については科目
小学校本科 正教員(＊)	師範学校、中学校、高等女学校の教員免許状若しくは高等学校高等科の教員免許状の所持者	経歴性行が小本正として適当
	大学、高等学校高等科、大学予科、公立専門学校、高等女学校高等科	経歴性行が小本正として適当
	中学校／高等女学校	尋本正免許状受領後4ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	実業学校	尋本正免許状受領後4ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	専検合格者	尋本正免許状受領後4ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	実業補習学校教員養成所(修業年限2年制のもの)	(無し)
尋常小学校 本科正教員 (＊)	師範学校、中学校、高等女学校の教員免許状若しくは高等学校高等科の教員免許状の所持者	経歴性行が尋本正として適当
	大学、高等学校高等科、大学予科、公立専門学校、高等女学校高等科	経歴性行が尋本正として適当
	中学校・高等女学校(5年制)	2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	実業学校・高等女学校(4年制)	3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	実科高等女学校・女子実業学校	小准免許状受領後2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	専検合格者	3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	実業補習学校教員養成所	本県内の小学校又は実補学校に従事しようとする者
小学校准教員	中学校／高等女学校	本県内の小学校教育に従事しようとする者
	専検合格者	本県内の小学校教育に従事しようとする者
	実業学校	本県の教職にある者
	実科高等女学校・女子実業学校	2ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
	実科高等女学校・女子実業学校を卒業し1ヶ年以上の補習科	1ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良
尋常小学校 准教員	実科高等女学校・実業学校	1ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にある者
	実科高等女学校・実業学校を卒業し1ヶ年以上の補習科	本県の教職にありて成績優良
小学校専科 正教員	師範学校、中学校、高等女学校、実業学校の教員免許状若しくは高等学校高等科の教員免許状の所持者	ただし当該科目に限る
	文部省直轄学校、専門学校で某教科に関して教員に適する教育を受けて卒業	ただし当該科目に限る
	実業補習学校教員養成所	ただし農業科に限る
	実業学校	3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良、ただし当該科目に限る
	実科高等女学校・女子実業学校	3ヶ年以上小学校教育に従事、本県の教職にありて成績優良、ただし裁縫科に限る
	高等女学校・実科高等女学校・女子実業学校を卒業し1ヶ年以上の師範科・専攻科(裁縫科に適する教育)	卒業時の成績佳良、ただし裁縫科に限る
	高等女学校・実科高等女学校・女子実業学校を卒業し3ヶ年以上の専攻科(英語・音楽・家事縫科に適する教育)	ただし当該科目に限る

(＊)は「実地授業及口頭試問」があることを示す。

〔本稿は、2014～2016年度科学研究費補助金基盤研究(C)「戦前日本の初等教員養成における初等教員検定の果たした役割に関する府県比較研究」(研究代表者：丸山剛史)の研究成果の一部である。〕

【資料 1】

小学校教員検定ニ関スル内規（1900年3月）

【注記】

\*1900年3月9日 内務部長から郡市長宛に送付。

【本文】

- 一 嘗テ授業生ノ免許状ヲ得タル者ハ甲種検定ニ依リ尋常小学校本科准教員ニ合格セシムルコトアルベシ
- 二 傳習学校ニ於テ下等小学科仙台師範学校ニ於テ下等小学科若クハ第三級卒業ノ者ニハ甲種検定ニ依リ尋常小学校本科正教員ニ合格セシムルコトアルベシ
- 三 従前ノ成規ニ依リ與ヘタル小学校教員某科免許状中国語（漢文トモ）及其他一科目以上（尋常小学校本科正教員試験科目中欠クコトヲ得サル学科目ニ限ル）ノ免許状ヲ有シ五ヶ年以上公立小学校教員ノ職ニ在リタルモノハ甲種検定ニ依リ尋常小学校本科正教員ニ合格セシムルコトアルベシ
- 四 松操学校優等卒業生（高等科）ハ小学校教員検定等ニ関スル規則第七条第七款ニ依リ裁縫専科准教員ニ合格セシムルコトアルベシ
- 五 前項ニ依リ裁縫専科准教員ノ免許状ヲ有シタルモノ更ニ裁縫専科正教員ノ乙種検定ヲ出願シタルトキハ単ニ授業法ノミヲ試験シ縫方裁方等ヲ省クコトアルベシ
- 六 従前ノ成規ニ依リ與ヘタル小学校教員某科免許状中国語科教員免許状ヲ有シタル者更ニ乙種検定ヲ経テ小学校本科准教員ノ免許状ヲ有シニヶ年以上公立小学校教員ノ職ニアリシ者ハ甲種検定ニ依リ尋常小学校本科正教員ニ合格スルコトアルベシ
- 七 日本体育会体操練習所ニ於テ本科若クハ高等科卒業ノ者ハ小学校教員検定等ニ関スル規則第七条第七款ニ依リ体操専科正教員ニ合格セシムルコトアルベシ  
同上練習所ニ於テ撰科（体操科教員適任証明書ヲ有スルモノニ限ル）卒業ノ者ハ小学校教員検定等ニ関スル規則第条第七款ニ依リ体操専科准教員ニ合格セシムルコトアルベシ  
前項ニ依リ体操専科准教員ノ免許状ヲ有シニヶ年以上公立小学校教員ノ職ニアリシ者ハ小学校教員検定等ニ関スル規則第条第七款ニ依リ体操専科正教員ニ合格セシムルコトアルベシ

出典：「宮城県庁文書 学校教職員 職員 明治33年度 2-0014」

【資料 2】

小学校教員検定内規（1915年8月）

【注記】

\*1915年8月11日付内務部通牒教第4646号。

\*両師範学校長および郡市長宛に送付。郡市長へは第1条から第13条までを通知。

【本文】

第一章 無試験検定

- 第一条 小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ合格トス 但シ必要ニ依リ実地視察ヲナスコトアルベシ
- 一 官公立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公立高等女学校本科ヲ全級員数ノ三分ノ一以上ノ成績ヲ以テ卒業シ三ヶ年以上（女学校卒業生ニシテ小学校教員ニ適スル教育ヲ施ス補習科ヲ修了シタル者ハ満ニヶ年以上）小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者  
私立曹洞宗第二中学林、私立東北学院中学部卒業ノ者亦同シ
  - 二 第二条ニヨリ尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ニ合格シニヶ年以上小学教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

第二条 尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ合格トス 但シ必要ニ依リ  
 実地視察ヲナスコトアルベシ

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シ三ヶ年以上（女学校卒業者ニシテ  
 小学校教員ニ適スル教育ヲ施ス補習科ヲ修了シタル者ハ満二ヶ年以上）小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ  
 在リテ成績佳良ナル者
- 二 私立曹洞宗第二中学林、私立東北学院中学部卒業ノ者

第三条 小学校准教員及尋常小学校准教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ合格トス

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シタル者
- 二 私立曹洞宗第二中学林、私立東北学院中学部卒業ノ者

第四条 小学校専科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ当該学科目ニ対シ之ヲ合格トス 但  
 シ第三号該当事ニ在リテハ必要ニ依リ実地視察ヲナスコトアルベシ

- 一 師範学校、中学校、高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者
- 二 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員タルニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者
- 三 官公私立甲種実業学校又ハ修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校実科、実科高等女学校ヲ全級総員ノ二分ノ一以上  
 ノ成績ヲ以テ卒業シ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

## 第二章 試験検定

第五条 試験検定ノ日時割ハ約一ヶ月以前ニ之ヲ公示ス 但シ臨時検定ノ場合ハ此ノ限ニアラス

第六条 臨時検定委員ノ任命ハ試験期日一週間以前ニ之ヲ公表ス

第七条 検定委員ハ会長ノ命ヲ承ケ試験問題ノ選定答稿ノ調査成績ノ審議ヲナシ兼テ試験ノ監督ヲナスヘシ

第八条 試験ノ答稿ハ問題ヲ選定シタル委員ニ於テ廻付ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ之ヲ調査シ別表査点表ニ依  
 リ採点表ヲ附シ会長ニ報告スヘシ

第九条 試験検定ノ成績ハ常任委員ノ意見ヲ徴シ其ノ過半数ニ依リ之ヲ決定ス

第十条 小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科卒業ノ者ニハ教育、簿記（男子ノミ）法制  
 経済（男子ノミ）音楽、農業（男子ノミ）手工ノ外試験ヲ行ハス  
 私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部卒業ノ者モ亦同シ
- 二 県立農学校卒業生ハ数学（簿記ノミノ試験ヲ要ス）物理、化学、博物、法制経済、 県立水産学校卒業生ハ地  
 理、物理、化学、数学、法制経済、図画、 県立小牛田農林学校卒業生ハ歴史、物理、化学、法制経済、数学（簿  
 記ノミノ試験ヲ要ス） 県立工業学校卒業生ハ数学（簿記ノミノ試験ヲ要ス）物理、化学、図画 市立商業学校  
 卒業生ハ国語、漢文、数学、地理、歴史、習字、法制経済ノ学科目ノ試験ヲ省略ス
- 三 専科正教員ノ免許状ヲ有スルモノハ其ノ学科目ハ試験ヲ行ハス

第十一条 尋常小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科卒業ノ者ニハ教育、音楽（男ノミ）外試験  
 ヲ行ハス
- 二 県立農学校卒業生ハ修身、教育、地理、歴史、音楽 県立水産学校卒業生ハ修身、教育、歴史、音楽、県立小  
 牛田農林学校卒業生ハ修身、教育、地理、歴史、音楽、市立商業学校卒業生ハ修身、教育、理科、音楽ノ外試験  
 ヲ行ハス
- 三 専科正教員ノ免許状ヲ有スルモノハ其ノ学科目ハ試験ヲ行ハス

第十二条 小学校専科正教員ノ試験検定ニ於テ一部ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立甲種実業学校ヲ卒業シ其ノ履修学科ノ検定ヲ、修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校実科、実科高等女学  
 校ヲ卒業シ裁縫ノ検定ヲ出願シタル者ニ対シテハ教育大意ノ外試験ヲ行ハス
- 二 小学校教員免許状又ハ教育科ノ佳良証ヲ有スル者ハ教育大意ノ試験ヲ行ハス

第十三条 当然受験スヘキ学科目中一科目タリトモ其受験ヲ欠キタル者ハ全学科ヲ無効トス

第十四条 試験検定ノ学科目及其ノ分科並ニ之ニ対スル定点ハ別表ノ通り定ム

第十五条 試験検定ノ成績ハ左ノ各号ニ依リ査定ス

一 本科正教員及准教員幼稚園保母

百点ヲ以テ満点トシ平均五十点各科四十点以上トシ三科ニ限り三十点迄合格トス

二 小学校専科教員

百点ヲ満点トシ教育大意ヲ二十点其他ヲ八十点トシ合計七十点以上、教育大意ニ限り三分ノ一以上ヲ合格トス

三 中学校高等女学校等卒業者ニ対シテ某科ニ限り試験ヲ行ヒタル場合ハ各科定点二分ノ一以上ヲ合格トス

四 各教科定点七十点以上ヲ得タルモノヲ成績佳良トシ証明書ヲ授与ス

小学校教員検定科目分科配点表

科目	小本正	尋本正	小 准	尋 准
教育	教育学（理論）	20	教育学 50 教授法 30 管理法 20	教授法 100 同左
	心理及論理学	20		
	教育史	20		
	教授法	20		
	管理法	20		
実地教授	100	100		
国語漢文	講読	40	講読 40 国語 作文 40 習字 20	同左
	作文々法	40		
	漢文	20		
歴史	日本史	50	日本史 100	同左
	西洋史	25		
	東洋史	25		
地理	日本地理	40	日本地理 50	日本地理 70
	外国地理	30	外国地理 50	外国地理 30
	地理学理論	30		
数学	算術・男	50	算術 100	同左
	・女	60		
	代数幾何	40		
	簿記	10		
博物	100			
物理 化学	物理・筆答	40	博物 50 理科 物理 30 化学 20	同左
	・実験	10		
	化学・筆答	40		
	・実験	10		
習字	100			
図画	自在画	50	自在画 100	自在画 70
	幾何画	50		幾何画 30

専科	教育大意	20
	当該科・筆記	30
	・実地	50

但シ商業専科ハ此限ニアラス

出典：「宮城県庁文書 学校教職員 職員 大正 05 年度 2 - 0036」

【資料3】

小学校教員検定内規 (1920年7月)

【注記】

\*1920年7月5日付内務部通牒内秘第1587号(各郡市長宛)

\*1915年7月の内規(教第4646号)の「改正」

【本文】

第一章 無試験検定

第一条 小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ合格トス

- 一 官公私立中学校及曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ全級員数ノ二分ノ一以上ノ成績ヲ以テ卒業シ二ヶ年以上小学校教育ニ従事シ又ハ高等女学校ヲ卒業シ修業年限一ヶ年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者
- 二 第二条ニ依リ尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ニ合格シ二ヶ年以上小学教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

第二条 尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ合格トス

- 一 官公私立中学校及曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ又ハ高等女学校ヲ卒業シ修業年限一ヶ年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナルモノ

第三条 小学校准教員及尋常小学校准教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ之ヲ合格トス

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シタル者
- 二 私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部卒業生

第四条 小学校専科正教員ノ無試験検定ヲ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ当該学科ニ対シ之ヲ合格トス

- 一 師範学校中学校高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者
- 二 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員タルニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタルモノ
- 三 官公私立甲種実業学校若シクハ修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校ヲ全級総員ノ二分ノ一以上ノ成績ヲ以テ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナルモノ
- 四 前号ノ学校ヲ卒業シタル者ニシテ本県開設ノ専科正教員養成講習会ヲ修了シタルモノ

第五条 前数条ノ規定ニ該当セザル者ト雖モ小学校令施行規則第百七ノ資格ヲ有シ成績最優秀ナル者ニ対シテハ詮衡ノ上合格セシムルコトアルベシ

第二章 試験検定

第六条 試験検定ノ日時割ハ約一ヶ月前ニ之ヲ公示ス 但シ臨時検定ノ場合ハ此ノ限ニアラズ

第七条 臨時検定委員ノ任命ハ試験期日一週間以前ニ之ヲ公表ス

第八条 検定委員ハ会長ノ命ヲ承ケ試験問題ノ選定答稿ノ調査ヲナシ兼テ試験ノ監督ヲナスベシ

第九条 試験ノ答稿ハ問題ヲ選定シタル委員ニ於テ廻付ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ之ヲ調査シ別表査点表ニヨリ採点表ヲ附シ会長ニ報告スヘシ

第十条 試験検定ノ成績ハ常任委員ノ意見ヲ徴シ其ノ過半数ニ依リ之ヲ決定ス

第十一条 小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科卒業生ニハ教育簿記(男ノミ)

法制経済（本科ヲ課セザル中学校卒業生ノミ）音楽ノ外試験ヲ行ハス私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部卒業生モ亦同シ

二 県立農学校卒業生ハ数学（簿記ノミノ試験ヲ要ス）国語漢文物理化学博物法制経済 県立水産学校卒業生ハ国語漢文地理物理化学数学法制経済図画 県立小牛田農林学校卒業生ハ国語漢文歴史物理化学法制経済数学（簿記ノミノ試験ヲ要ス） 県立工業学校卒業生ハ国語漢文数学（簿記ノミノ試験ヲ要ス）物理化学図画 市立商業学校卒業生ハ国語漢文数学地理歴史習字法制経済 市立工業学校卒業生ハ（甲種学校に限ル）数学（簿記ノミノ試験ヲ要ス）物理化学図画ノ試験ヲ省略ス

三 専科正教員ノ免許状ヲ有スルモノハ其ノ学科目ハ試験ヲ行ハス

第十二条 尋常小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科卒業生ニハ教育音楽（男ノミ）外試験ヲ行ハズ

二 県立農学校県立水産学校市立商業学校卒業生ハ修身教育音楽 県立小牛田農林学校卒業生ハ修身教育図画音楽 県立工業学校市立工業学校卒業生ハ修身教育地理歴史音楽ノ外試験ヲ省略ス

第十三条 小学校専科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

一 官公私立甲種実業学校ヲ卒業シ其ノ履修学科ノ検定ヲ、修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校実科実科高等女学校ヲ卒業シ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ裁縫ノ検定ヲ出願シタル者ニ対シテハ教育大意ノ外試験ヲ行ハス

二 小学校教員免許状又ハ教育佳良証ヲ有スル者ハ教育大意ノ外試験ヲ行ハズ

\*これ以降の条文は、もともと（1915年段階で）、郡役所には通知されていない。

出典：「亙理郡役所文書 学事例規 明治42年1月～大正9年7月」

〔宮城県公文書館所蔵：大正09年度 2-0043〕

#### 【資料4】

#### 小学校教員検定内規（1924年8月5日）

##### 【注記】

\*1924年8月5日付内務部通牒第7545号（各郡市長宛）

\*1920年内規の「改正」（下線部、原文ママ）。

##### 【本文】

##### 第一章 無試験検定

第一条 小学校本科正教員ノ無試験検定ニ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ合格トス

一 官公私立中学校及私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校及私立尚綱女学校私立宮城女学校本科ヲ全級員数ノ二分ノ一以上ノ成績ヲ以テ卒業シ二ヶ年以上小学校教育ニ従事シ又ハ高等女学校ヲ卒業シ修業年限一ヶ年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

二 第二条ニヨリ尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ニ合格シ二ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

三 宮城県第二高等女学校高等科ヲ卒業シタル者

第二条 尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ニ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之ヲ合格トス

一 官公私立中学校及私立曹洞宗第二中学林私立東北学院中学部又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校及私立尚綱女学校私立宮城女学校本科ヲ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ又ハ修業年限一ヶ年以上ノ補習科ニ於テ小学校教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者

第三条 小学校准教員及尋常小学校准教員ノ無試験検定ニ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ之を合格トス

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科ヲ卒業シタル者
- 二 私立曹洞宗第二中学校林私立東北学院中学部私立尚綱女学校私立宮城女学校卒業者

第四条 小学校専科正教員ノ無試験検定ニ出願シ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノハ当該科目ニ対シテ之ヲ合格トス

- 一 師範学校中学校高等女学校ノ教員免許状ヲ有スル者
- 二 文部省直轄学校ニ於テ某科目ニ関シ特ニ教員タルニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者
- 三 官公私立甲種実業学校若クハ修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校実科又ハ実科高等女学校ヲ全級総員ノ二分ノ一以上ノ成績ヲ以テ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニ在リテ成績佳良ナル者
- 四 前号ノ学校ヲ卒業シタル者ニシテ本県開設ノ専科正教員養成講習会ヲ終了シタル者
- 五 私立東北女子職業学校師範科ヲ卒業シ左項ニ該当スルモノ

- 1. 高等女学校又ハ実科高等女学校卒業者ニシテ師範科ニ一年以上在学シ卒業時ノ裁縫科成績七十点以上タルモノ(満点百点トス)
- 2. 本科卒業者ニシテ師範科ニ一学年以上在学シ卒業時ノ教育科並ニ裁縫科ノ成績七十点以上タルモノ(満点百点トス)

第五条 前号ノ規定ニ該当セサル者ト雖モ小学校令施行規則第七十七条ノ資格ヲ有シ成績優秀ナル者ニ対シテハ特ニ詮衡ノ上合格セシムルコトアルヘシ

## 第二章 試験検定

第六条 試験検定ノ日時割ハ約一ヶ月前ニ之ヲ公示ス

但シ臨時試験検定ノ場合ハ此ノ限りニアラス

第七条 臨時検定委員ノ任命ハ試験期日一週間以前ニ之ヲ発表ス

第八条 検定委員ハ会長ノ名ヲ承ケ試験問題ノ選定答稿ノ調査ヲナシ兼テ試験場ノ監督ヲナスヘシ

第九条 試験ノ答稿ハ問題ヲ選定シタル委員ニ於テ廻付ヲ受ケタル日ヨリ一週間以内ニ之ヲ調査シ別表定点点表ニヨリ採点表ヲ附シ会長ニ報告スヘシ

第十条 試験検定ノ成績ハ常任委員ノ意見ヲ徴シ其過半数ニ依リ之ヲ決定ス

第十一条 小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立中学校又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校本科卒業者ニハ教育簿記(男子ノミ)法制経済(本科ヲ課セサル中学校卒業者ノミ)音楽ノ試験以外ハ行ハス 私立曹洞宗中学林私立東北学院中学部私立尚綱女学校私立宮城女学校卒業者モ亦同シ
- 二 県立農学校卒業者ハ数学(簿記ノミノ試験ヲ要ス)国語、漢文、物理、化学、博物、法制経済  
 県立水産学校卒業者ハ国語、漢文、地理、物理、化学、数学、法制経済、図画  
 県立小牛田農林学校卒業者ハ国語、漢文、歴史、物理、化学、法制経済、数学(簿記ノミノ試験ヲ要ス)  
 県立工業学校卒業者ハ国語、漢文、数学(簿記ノミノ試験ヲ要ス)、物理、化学、図画  
 市立商業学校卒業者ハ国語、漢文、数学、地理、歴史、習字、法制経済  
 市立工業学校卒業者は(甲種程度ニ限ル)数学(簿記ノミノ試験ヲ要ス)物理、化学、図画  
 ノ試験ヲ省略ス
- 三 専科正教員ノ免許状ヲ有スル者ハ其学科ノ試験ハ行ハス

第十二条 尋常小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立中学校私立曹洞宗中学林私立東北学院中学部卒業者又ハ修業年限四ヶ年以上ノ官公私立高等女学校私立尚綱女学校私立宮城女学校本科卒業者ニハ教育音楽(男子ノミ)ノ外試験ヲ行ハス
- 二 県立農学校、県立水産学校、市立商業学校卒業者ハ修身、教育、音楽、県立小牛田農林学校卒業者ハ修身、教育、図画、音楽、県立工業学校卒業者市立工業学校卒業者ハ修身、教育、地理、歴史、音楽ノ外試験ヲ省略ス
- 三 専科正教員ノ免許状ヲ有スル者ハ其学科ノ試験ハ行ハス

第十三条 小学校専科正教員ノ試験検定ニ於テ一部試験ヲ欠クモノ左ノ如シ

- 一 官公私立甲種実業学校ヲ卒業シ其ノ履修学科ノ検定ヲ、修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校実科実科高等女学校

ヲ卒業シ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ裁縫ノ検定ヲ出願シタル者ニ対シテハ教育大意ノ外試験ヲ行ハス

二 小学校教員免許状又ハ教育科佳良証ヲ有スルモノハ教育大意ノ外試験ヲ行ハス

第十四条 当然受験スヘキ学科目中一科目タリトモ受験ヲ欠キタル者ハ全科目ヲ無効トス

第十五条 試験検定ノ学科目及其分科並ニ之ニ対スル定点ハ別表ノ通り定ム

第十六条 試験検定ノ成績ハ左ノ各号ニ依リ査定ス

一 本科正教員及准教員幼稚園保母

百点ヲ以テ満点トシ平均五十点各科四十点以上トス三科目ニ限り三十点迄合格トス

二 小学校専科正教員

百点ヲ以テ満点トシ教育大意ヲ二十点其他ヲ八十点トシ合計七十点以上教育大意ニ限り三分ノ一以上ヲ合格トス

三 中学校又ハ高等女学校卒業者ニ対シテ某科ニ限り試験ヲ行ヒタル場合ハ各科定点二分ノ一以上ヲ合格トス

四 各科定点七十点ヲ得タルモノヲ成績佳良トシ証明書ヲ授与ス

小学校教員検定科目分科配点表

科目	小本正	尋本正	小 准	尋 准
教育	教育学（理論）	20	教育学 50	教授法 100
	心理及論理学	20		
	教育史	20		
	教授法	20		
	管理法	20		
実地教授	100	100	100	100
国語漢文	講読	40	国語 講読 40 作文 40 習字 20	同左
	作文々法	40		
	漢文	20		
歴史	日本史	50	日本史 100	同左
	西洋史	25		
	東洋史	25		
数学	算術・男	50	算術 100	同左
	・女	60		
	代数幾何	40		
	簿記	10		
博物	100			
物理 化学	物理・筆答	40	理科 博物 50 物理 30 化学 20	同左
	・実験	10		
	化学・筆答	40		
	・実験	10		
習字	100			
図画	自在画	50	自在画 100	自在画 70 幾何画 30
	幾何画	50		

専科	教育大意	20
	当該科・筆記	30
	・実地	50

出典：「宮城県庁文書 学校教職員 職員 大正13年度 2-0042」

【資料5】

小学校教員及幼稚園保姆検定内規（1934年4月）

【注記】

\*「附則」に「昭和9年4月1日」より施行と記載。

【本文】

第一章 総 則

第一条 検定委員会ハ本内規ニ定ムモノノ外必要ニヨリ随時之ヲ開ク、但シ急ヲ要スル事項ハ書類ヲ回付シテ会議ニ代フルコトヲ得

第二条 検定常任委員会ハ委員ノ半数以上出席スルニアラサレハ会議ヲ開クコトヲ得ス  
常任委員会ノ議事ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナル時ハ会長ノ決スル所ニ依ル

第二章 無試験検定

第三条 無試験検定ハ毎年五月、十月ノ二期ニ之ヲ行フ 但シ臨時ニ之ヲ行フコトアルヘシ

第四条 無試験検定ハ履歴ニ基キ実地調査（身体検査、実地授業及口頭試問）ノ上決定ス小学校専科正教員並小学校准教員、尋常小学校准教員ノ無試験検定ヲ出願シタル者ニ対シテハ実地授業ヲ行ハス 但シ検定常任委員会ニ於テ認定シタル学校ノ卒業生ニ対スル臨時検定ニ於テハ実地授業及口頭試問ヲ省略スルコトヲ得

第五条 小学校本科正教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテ之ヲ行フ

- 一、師範学校、中学校、高等女学校教員免許状若クハ高等学校高等科教員免許状ヲ有シ其ノ経歴性行小学校本科正教員トシテ適当ト認ムル者
- 二、大学高等学校高等科、大学予科公立専門学校又ハ修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校高等科ヲ卒ヘタル者ニシテ其ノ経歴性行小学校本科正教員トシテ適当ト認ムル者
- 三、中学校並ニ高等女学校（実科ヲ除ク）ヲ卒業シ尋常小学校本科正教員免許状受領後四ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 四、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五ヶ年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三ヶ年以上ノ実業学校ヲ卒業シ尋常小学校本科正教員免許状受領後四ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 五、専門学校入学者検定合格者ニシテ尋常小学校本科正教員免許状受領後四ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 六、本県実業補習教員養成所ヲ卒業シ其ノ成績優良ナル者 但修業年限二ヶ年ノ者ニ限ル

第六条 尋常小学校本科正教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテ之ヲ行フ

- 一、前条第一号及第二号ニ該当スル者
- 二、中学校並ニ修業年限五ヶ年ノ高等女学校（実科ヲ除ク）ヲ卒業シ二ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 三、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五ヶ年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三ヶ年以上ノ実業学校並ニ修業年限四ヶ年ノ高等女学校（実科ヲ除ク）ヲ卒業シ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 四、実科高等女学校並ニ女子実業学校ヲ卒業シ小学校准教員免許状受領後二ヶ年以上本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 五、専門学校入学者検定合格者ニシテ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者
- 六、実業補習学校教員養成所ヲ卒業シ本県内小学校又ハ実業補習学校ノ教育ニ従事セントスル者

第七条 小学校准教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテ之ヲ行フ

- 一、中学校高等女学校ヲ卒業シ本県小学校教育ニ従事セントスル者
- 二、専門学校入学者検定合格者ニシテ本県内小学校教育ニ従事セントスル者
- 三、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五ヶ年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限

三ヶ年以上ノ実業学校ヲ卒業シ現ニ本県ノ教職ニアル者

四、実科高等女学校並ニ女子実業学校ヲ卒業シ二ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

五、実科高等女学校並ニ女子実業学校ヲ卒業シ更ニ修業年限一ヶ年以上ノ補習科ヲ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

第八条 尋常小学校准教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテ之ヲ行フ

一、実科高等女学校並ニ実業学校ヲ卒業シ一ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアル者

二、実科高等女学校並ニ実業学校ヲ卒業シ更ニ修業年限一ヶ年以上ノ補習科ヲ卒業シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

第九条 小学校専科正教員ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテ之ヲ行フ

一、師範学校、中学校、高等女学校実業学校ノ教員免許状若クハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者、但シ当該科目ニ限ル

二、文部省直轄学校並ニ文部大臣ニ於テ認定シタル専門学校ニ於テ某科目ニ関シ教員タルニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者、但シ当該科目ニ限ル

三、実業補習学校教員養成所ヲ卒業シタル者、但シ農業科ニ限ル

四、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五ヶ年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三ヶ年以上ノ実業学校ヲ卒業シ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者、但シ当該科目ニ限ル

五、実科高等女学校並ニ女子実業学校ヲ卒業シ三ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者、但シ裁縫科ニ限ル

六、高等女学校、実科高等女学校並ニ女子実業学校ヲ卒業シ更ニ修業年限一年以上ノ師範科専攻科ニ於テ小学校裁縫専科教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業時ノ成績佳良ナル者、但シ裁縫科ニ限ル

高等女学校実科高等女学校並ニ女子実業学校ヲ卒業シ更ニ修業年限三ヶ年以上ノ専攻科ニ於テ英語音楽又ハ家事科教員ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者、但シ当該科目ニ限ル

第十条 左ノ各号ニ該当スル者ニ対シテハ小学校令施行規則第七十七条第一項第六号ニ依リ之ヲ施行ス

(本人ノ出願ニ依ラス)

一、小学校本科正教員。尋常小学校本科正教員免許状受領後七ヶ年又ハ小学校准教員免許状受領後十ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

二、尋常小学校本科正教員。尋常小学校准教員免許状受領後八ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

三、小学校専科正教員。高等小学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学カヲ有シ八ヶ年以上小学校専科ノ教授ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

四、尋常小学校准教員。高等小学校卒業者又ハ之ト同等以上ノ学カヲ有シ五ヶ年以上小学校教育ニ従事シ現ニ本県ノ教職ニアリテ其ノ成績優良ナル者

第十一条 幼稚園保姆ノ無試験検定ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテ之ヲ行フ

一、小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者

二、尋常小学校本科正教員ノ免許状ヲ有スル者又ハ高等女学校ヲ卒業シタル者専門学校入学者検定規程ニ依リ試験検定ニ合格シタル者若ハ一般ノ専門学校入学ニ関シ無試験検定ヲ受クル資格ヲ有スル者ニシテ其ノ合格又ハ卒業後二ヶ年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シ現ニ本県ニ於テ其ノ職ニ在リ成績優良ナル者

三、専門学校入学資格ヲ以テ入学資格トスル学校ニ於テ一ヶ年以上幼児ノ保育ニ適スル教育ヲ受ケテ卒業シ其ノ成績佳良ナル者

四、現行幼稚園令施行規則前ニ保姆免許状ヲ取得シタル者ニシテ三ヶ年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シタル者

第十二条 左記各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ幼稚園令施行規則第十条第五号ニ依リ之ヲ施行ス (本人ノ出願ニ依ラス)

一、小学校専科正教員免許状受領後三ヶ年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在リ成績優良ナル者

- 二、小学校准教員免許状受領後七ヶ年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在リ成績優良ナル者、但小学校ノ教育ニ従事シタルコトアル者ハ二ヶ年ヲ限り其ノ年数ニ算入スルコトヲ得
- 三、高等小学校卒業以上ノ学力ヲ有シ継続シテ十ヶ年以上幼稚園ニ於テ幼児ノ保育ニ従事シ現ニ其ノ職ニ在ル者ニシテ保育ニ練達シ其ノ成績特ニ優良ナル者

### 第三章 試験検定

- 第十三条 試験検定ノ日時割ハ一ヶ月前ニ之ヲ公示ス、但シ臨時試験検定ノ場合ハ此ノ限りニアラス
- 第十四条 会長ハ試験期日十五日前ニ臨時委員ノ担任学科ヲ定ム
- 第十五条 臨時委員ハ試験問題ヲ選定シ試験期日十日前ニ厳封ノ上会長ニ提出スヘシ
- 第十六条 臨時委員ハ試験結了後二十日以内ニ答案ヲ調査シ別表定点表ニヨリ採点表ヲ附シ会長ニ報告スヘシ
- 第十七条 試験検定ノ合格不合格ハ学科試験及実地調査ノ上検定常任委員会ニ於テ決定ス、但シ小学校専科正教員小学校准教員、尋常小学校准教員ヲ出願シタル者ニ対シテハ実地授業ヲ省ク
- 第十八条 試験答案ハ一ヶ年間本会ニ保存スヘシ
- 第十九条 小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠ク場合左ノ如シ
- 一、師範学校中学校高等女学校教員免許状若クハ高等学校高等科教員免許状ヲ有スル者ハ其ノ免許科目
  - 二、文部省直轄学校並ニ文部大臣ニ於テ認可シタル専門学校又ハ修業年限三ヶ年以上ノ高等女学校高等科ニ於テ某学科目ニ関シ特ニ教員ノ職ニ適スル教育ヲ受ケ卒業シタル者ハ其ノ科目
  - 三、小学校専科正教員免許状ヲ有スル者ハ其ノ免許科目
  - 四、学校並ニ修業年限五ヶ年ノ高等女学校卒業生（実科ヲ除ク）及専門学校入学者検定試験男子合格者ハ教育、公民、国漢、音楽、手工、体操以外ノ科目
  - 五、修業年限四ヶ年ノ高等女学校卒業生及専門学校入学者検定試験女子合格者ハ教育、公民、国漢、数学、音楽、手工、体操以外ノ科目
  - 六、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五ヶ年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三ヶ年ノ実業学校卒業生ハ教育、公民、国漢、国史、音楽、手工、体操以外ノ科目
  - 七、実科高等女学校並ニ女子実業学校（裁縫）卒業生ハ裁縫
- 第二十条 尋常小学校本科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠ク場合左ノ如シ
- 一、中学校並ニ高等女学校卒業生（実科ヲ除ク）及専門学校入学者検定試験合格者ハ教育、音楽、手工、体操以外ノ科目
  - 二、尋常小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限五ヶ年、高等小学校卒業程度ヲ以テ入学資格トスル修業年限三ヶ年ノ実業学校卒業生ハ教育、音楽、体操以外ノ科目
  - 三、小学校専科正教員免許状ヲ有スル者ハ其ノ免許科目
  - 四、実科高等女学校並ニ女子実業学校（裁縫）卒業生ハ修身、国語、裁縫
- 第二十一条 小学校専科正教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠ク場合左ノ如シ
- 一、農業学校卒業生ノ農業科出願ニ対シテハ教育学、教授法大意ヲ試験シ他ヲ欠ク
  - 二、商業学校卒業生ノ商科出願ニ対シテハ教育学、教授法ノ大意ヲ試験シ他ヲ欠ク
  - 三、工業学校卒業生ノ手工科出願ニ対シテハ教育学、教授法ノ大意ヲ試験シ他ヲ欠ク
  - 四、実科高等女学校、女子実業学校（裁縫）卒業生ノ裁縫科出願ニ対シテハ教育学、教授法ノ大意ヲ試験シ他ヲ欠ク
  - 五、尋常小学校本科正教員免許状ヲ有スル者ハ教育大意ヲ欠ク
- 第二十二条 小学校准教員ノ試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠ク場合左ノ如シ
- 一、実科高等女学校ハ修身、国語、裁縫
- 第二十三条 尋常小学校准教員ノ試験検定ニ於ケル試験科目左ノ如シ
- 一、実科高等女学校並ニ女子実業学校卒業生ハ教育
- 第二十四条 幼稚園保母試験検定ニ於テ一部学科ノ試験ヲ欠ク場合左ノ如シ
- 一、高等女学校卒業生並ニ専門学校入学者検定試験合格者ハ修身、教育、保育、図画、手工、音楽、体育以外ノ科目
  - 二、実科高等女学校並ニ女子実業学校（裁縫）卒業生ハ国語、算術、歴史、地理、裁縫

三、小学校専科正教員免許状ヲ有スル者ハ其ノ免許科目

第二十五条 小学校令施行規則第百十四条第一項ニ依ル成績佳良証明書ヲ有スル者ニアリテハ当該試験ニ於テ其ノ科目ノ試験ヲ欠ク

上級試験検定ニ於テ科目佳良証明書ヲ有スル者ニアリテハ下級ノ試験検定ニ於テ該科目ノ試験ヲ欠ク 但シ専科正教員ニ付テハ此限ニアラス

第二十六条 試験検定ノ学科目及其ノ分科並ニ之ニ対スル定点及時間数ハ別表ノ通り定ム

第二十七条 試験検定ノ成績ハ左ノ各号ニ依リ査定ス

一、本科正教員及准教員ノ成績査定ハ各分科毎百点ヲ満点トシ平均五十点各分科四十点以上トス但シ二分科目ニ限り最低三十点マテ合格トス

二、小学校専科正教員ノ成績査定ハ当該科目ハ七十点以上其ノ他ハ五十点以上合格トス

三、各分科四十点以上ニシテ学科点数ノ七分以上得タル者ハ成績佳良トシ証明書ヲ授与ス

第二十八条 試験検定ニ於ケル学科試験ニ合格シ実地調査ニ合格セル（「セザル」の誤りか）者ニハ学科合格証ヲ與ヘ以後ノ出願ニハ実地調査ノミ行フ

附 則

本内規ハ昭和九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

小学校教員検定科目分科定点及標準時間数

学 科	小学校本科正教員			尋常小学校本科正教員			小学校准教員			尋常小学校准教員			幼稚園保母		
	分科	定点	時間	分科	定点	時間	分科	定点	時間	分科	定点	時間	分科	定点	時間
修 身	修身	100	1	修身	100	1	修身	100	1	修身	100	1	修身	100	1
教 育	教育学及教育史	100	1	教育学	100	1	教育学	100	1	教育学	100	1	教育 児心理	100	1
	心理学及論理学	100	1	教授法及管理法	100	1	教授法	100	1				教授法及管理法	100	1
	教授法及管理法	100	1												
保 育													保育	100	1
国 漢	国語購読文法	100	2	講読	100	1	講読	100	1	講読	100	1	講読	100	1
	漢文	100	1	作文習字	100	2	作文習字	100	2	作文習字	100	2	作文習字	100	2
	作文習字	100	2												
歴 史	国史	100	1.5	国史	100	1	国史	100	1	国史	100	1	国史	100	1
	西洋史 東洋史	100	1.5												
地 理	日本地理	100	1.5	日本地理	100	1	日本地理	100	1	日本地理	100	1	日本地理	100	1
	世界地理通論	100	1.5	世界地理	100	1	世界地理	100	1	世界地理	100	1	世界地理	100	1
数 学	算術	100	1	算術	100	2	算術	100	2	算術	100	2	算術	100	2
	代数	100	1.5												
	幾何	100	1.5												
博 物	動物生理博 物通論	100	1.5	理科 (博物)	100	1	理科 (博物)	100	1	理科 (博物物理化学)	100	2	理科 (博物物理化学)	100	2
	植物鉱物	100	1.5												
物 理 化 学	物理	100	1.5	理科 (物理化学)	100	1	理科 (物理化学)	100	1						
	化学	100	1.5												
公民科	公民科	100	1												
家 事	家事	筆 60 実 40	1												
裁 縫	裁縫	筆 40 実 60	筆 1 実 2	裁縫	筆 40 実 60	筆 1 実 2	裁縫	筆 40 実 60	筆 1 実 2				裁縫	筆 40 実 60	筆 1 実 2
農 業	農業	筆 40 実 60	筆 1												
図 画	自在画 幾何画	100	2	自在画	100	1	自在画 幾何画	100	2				自在画	100	1
手 工	手工	筆 40 実 60	筆 1 実 2				手工	筆 40 実 60	筆 1 実 2				手工	筆 40 実 60	筆 1 実 2
音 楽	音楽	筆 40 実 60	筆 1	音楽	筆 40 実 60	筆 1	音楽	筆 40 実 60	筆 1				音楽	筆 40 実 60	筆 1
体 操	男(体操)	筆 20 実 30	筆 1	男(体操)	筆 20 実 30	筆 1	男(体操)	筆 20 実 30	筆 1	体操	筆 100 実 100	1	体操	筆 40 実 60	1
	男(教練)	筆 20 実 30	筆 1	男(教練)	筆 20 実 30	筆 1	男(教練)	筆 20 実 30	筆 1						
	女(体操)	筆 20 実 30	筆 1	女(体操)	筆 20 実 30	筆 1	女(体操)	筆 20 実 30	筆 1						
小学校専科正教員															
当該学科筆記															
40															
2															
当該学科実地															
60															
1															
1															

出典：「宮城県庁文書 学校教職員 職員 昭和 14 年度 3-0039」